令和８年度第１回厚木市セーフコミュニティ推進委員会会議次第

日時　令和８年８月 20 日（木）
　　午前 10 時
場所　第二庁舎　11 階　会議室

１　開　　会

２　あいさつ

３　議　　事
(1) 令和７年度安全・健康・コミュニティに関する調査結果について・・・・資料１

(2) セーフシティあつぎ推進条例及び推進基本計画の進捗状況について
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・資料２－１、２－２、２－３

(3) 今後の活動スケジュールについて・・・・・・・・・・・・・・・・・資料３、参考

４　そ の 他

５　閉　　会

厚木市セーフコミュニティ推進委員会委員名簿

（敬称略・五十音順）

No.	役職	氏名	よみがな	選出区分
1	委員	秋山　勝茂	あきやま　かつしげ	市民公募
2	委員	永井　明	ながい　あきら	有識者
3	委員	宮田　幸紀	みやた　こうき	有識者
4	委員	渡邉　妙子	わたなべ　たえこ	市民公募

※任期：令和７年７月 27 日～令和９年７月 26 日

○厚木市セーフコミュニティ推進条例

平成24年10月11日
条例第18号
改正　平成24年12月25日条例第29号

（目的）

第１条　この条例は、市民の事故、けが等の発生の予防その他の地域社会の課題解決に資するため、セーフコミュニティを推進し、もって誰もが健康で安心して安全に暮らすことのできる良好な地域社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において「セーフコミュニティ」とは、次条の基本原則の下に、人の一生にとって最も大切な安全及び健康を不慮の事故等から守るとともに、より住みよい魅力的な地域社会を創るための取組をいう。

（基本原則）

第３条　セーフコミュニティは、事故、けが等の発生は偶然の結果ではなく、その発生は予防できるという理念の下に、市民が連携し、及び協働して地域の実態に即し、推進されなければならない。

（市民の役割）

第４条　市民は、事故、けが等の発生の予防に努めるとともに、セーフコミュニティの推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

２　市民は、セーフコミュニティを通じてお互いに知恵を出し合い、地域社会における信頼関係及び絆（きずな）の強化並びに安全の質の向上を図るよう努めるものとする。

（市の責務）

第５条　市は、セーフコミュニティの推進に関する施策を策定し、及び実施するものとする。

２　市は、前項の施策の効果的な実施のため、市民が参加し、及び協働しやすい体制の整備を図るとともに、市民が行うセーフコミュニティの推進に関する活動に必要な支援を行うものとする。

（基本計画）

第６条　市長は、セーフコミュニティの推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、セーフコミュニティの推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」とい

う。）を策定しなければならない。

２　基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

⑴　セーフコミュニティの推進に関する基本的な方針

⑵　セーフコミュニティの推進に関する組織の整備

⑶　セーフコミュニティの推進に関する活動の促進及び支援

⑷　セーフコミュニティの推進に関する長期的及び継続的な取組

⑸　セーフコミュニティの推進のために行う事故、けが等の発生原因の科学的検証及びその結果に基づく取組

⑹　セーフコミュニティの推進に関するネットワークの構築

（推進体制）

第７条　市は、セーフコミュニティを推進するための横断的安全推進組織として、厚木市セーフコミュニティ推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

２　協議会の構成員、事業その他協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

３　市は、協議会のほか、別に定めるところにより、セーフコミュニティの推進のために必要な組織を設けることができる。

（セーフコミュニティ推進委員会）

第８条　市長は、この条例の運用状況の点検等を行うため、市民等で構成する厚木市セーフコミュニティ推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

２　市長は、毎年度、この条例の運用状況について、委員会に報告しなければならない。

３　委員会は、この条例の運用状況について、市長に意見を述べることができる。

４　委員会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

（評価等）

第９条　市長は、委員会の意見を踏まえ、５年を超えない期間ごとに、この条例の運用状況を評価し、その結果に基づき必要に応じた措置を講ずるものとする。

（情報の提供）

第10条　市は、セーフコミュニティの推進に資するため、事故、けが等の発生原因の科学的検証の結果及びその結果に基づく取組その他の必要な情報を市民に対し適切に提供するものとする。

（委任）

第11条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第８条及び次項の規定は、平成25年４月１日から施行する。

（厚木市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

２　厚木市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和43年厚木市条例第16号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

（平24条例29・全改）

附　則（平成24年条例第29号）抄

（施行期日）

１　この条例は、平成25年４月１日から施行する。ただし、第６条、第８条並びに附則第３項及び第４項の規定は、同年１月１日から施行する。

厚木市セーフコミュニティ推進委員会規則

平成24年10月11日
規則第56号

（趣旨）
第１条　この規則は、厚木市セーフコミュニティ推進条例（平成24年厚木市条例第18号）第８条第４項の規定に基づき、厚木市セーフコミュニティ推進委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。
（委員）
第２条　委員会の委員は、５人以内とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
(1) 公募による市民
(2) セーフコミュニティに関し、優れた識見を有する者
（任期）
第３条　委員の任期は、２年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
２　委員は、再任されることができる。
（委員長等）
第４条　委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。
２　委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。
３　委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指定した委員がその職務を代理する。
（会議）
第５条　委員会の会議は、委員長が招集する。
２　委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
３　委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
（秘密の保持）
第６条　委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
（庶務）
第７条　委員会の庶務は、厚木市セーフコミュニティ推進条例主管課で処理する。
（委任）
第８条　この規則に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附　則
この規則は、平成25年４月１日から施行する。

資料1

令和７年安全・健康・コミュニティに関する調査結果

調査の概要



目 的

市民の安全・健康・コミュニティに対する考えやその現状を調査するとともに、集計、分析を行い、今後のセーフコミュニティ活動等の資料とすることを目的とする。

調査対象と方法

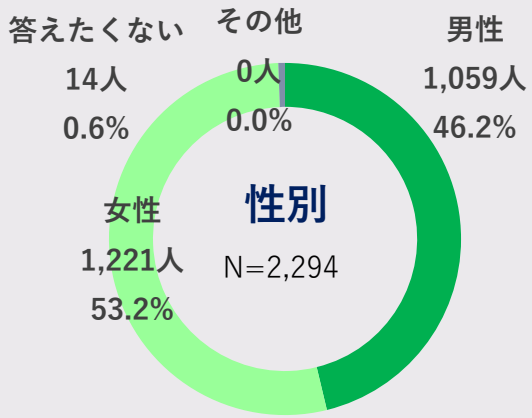
令和７年７月18日現在、厚木市に住民登録している世帯主5,500人を無作為抽出（地域・年齢バランスを考慮）し、世帯主及び同居家族を対象とする。配布・回収ともに郵送。

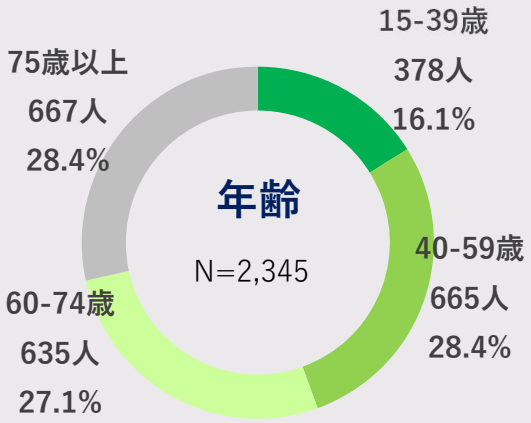
【回収結果】

	配布数	有効回答数	厚木市人口
世帯	5,500世帯	1,310世帯	
個人	16,500人	2,356票	223,048人



回答者の基本属性

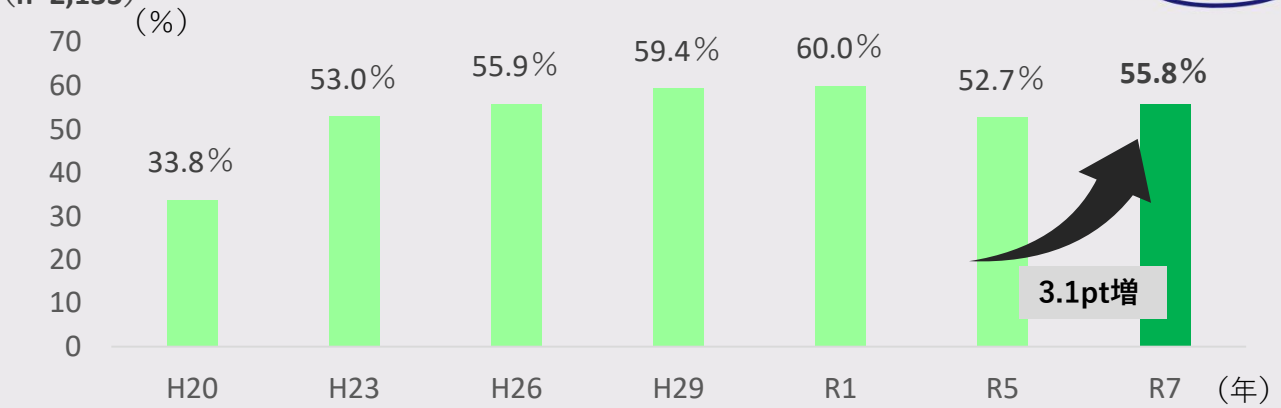




セーフコミュニティの認知状況

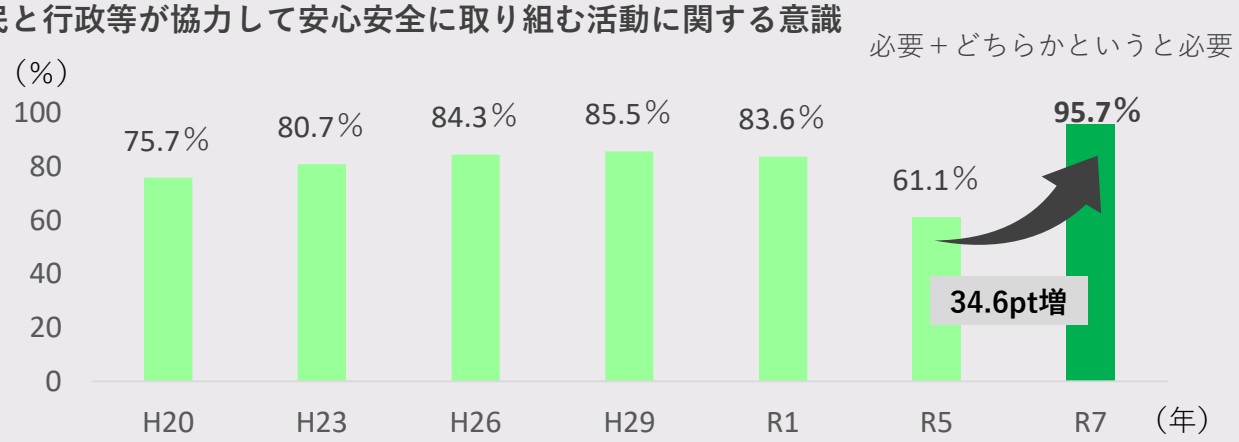
「セーフコミュニティ」の取組の認知状況
（n=2,133）

知っている＋聞いたことがある

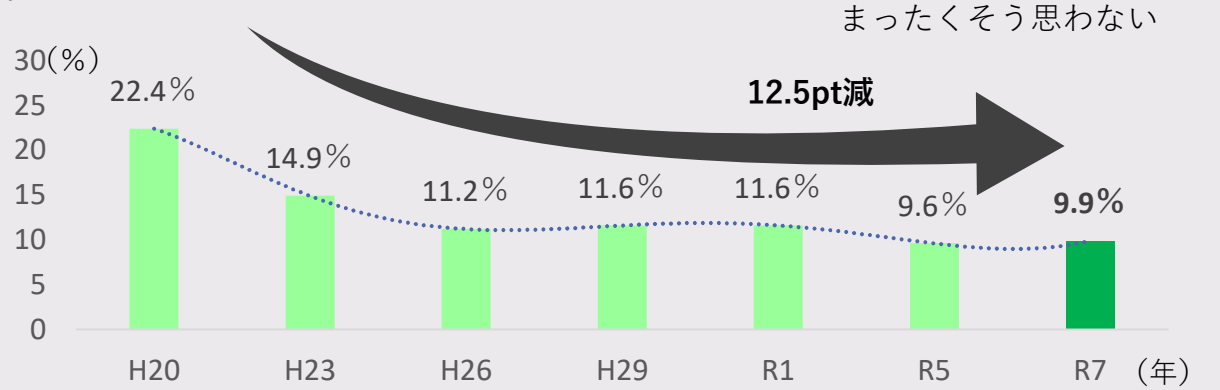


市民生活の安心・安全に関する意識

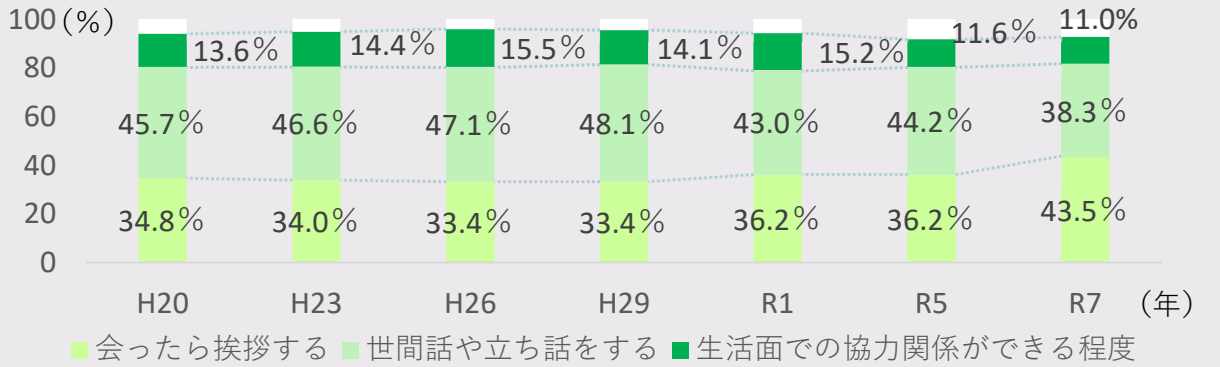
市民と行政等が協力して安心安全に取り組む活動に関する意識



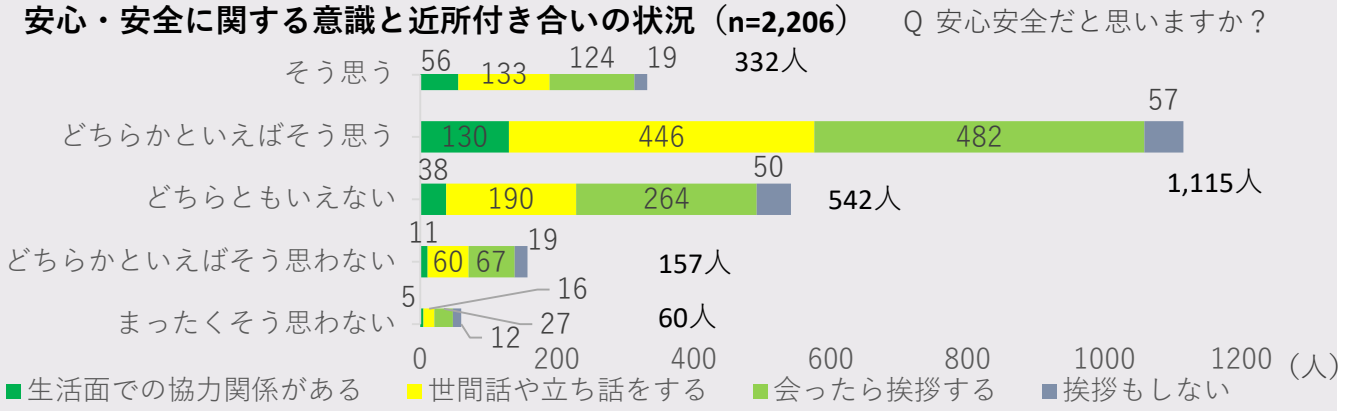
居住地域の安心・安全について不安感を持っている人（n=2,227）



近所付き合いの現状（n=2,227）



安心・安全に関する意識と近所付き合いの状況（n=2,206）

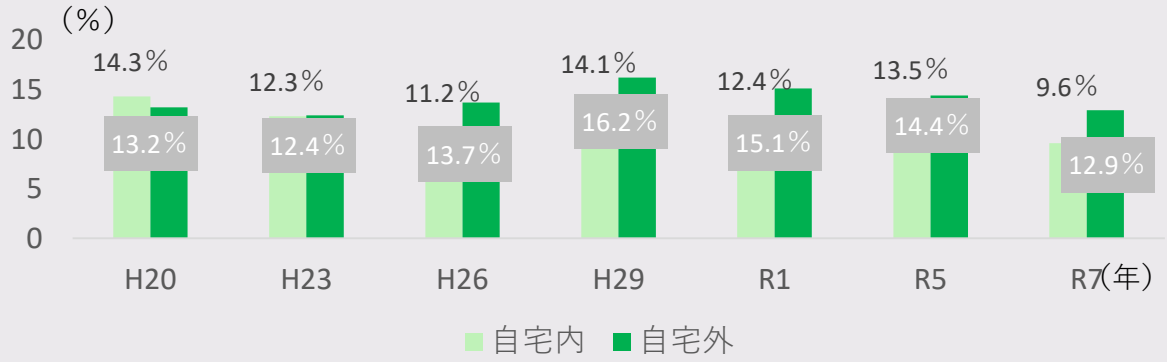


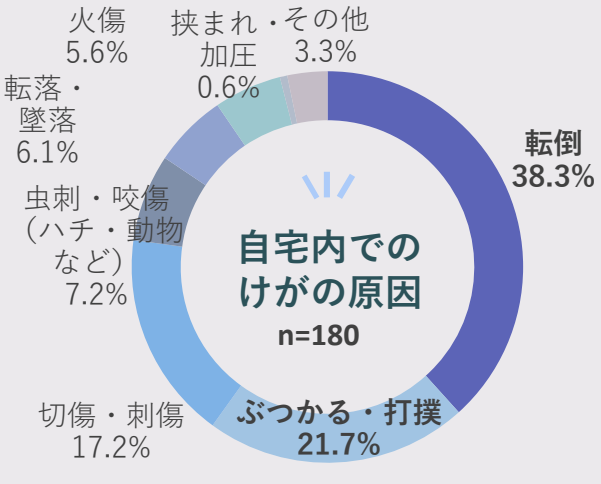
15歳以上の自宅内外での事故やけがの状況

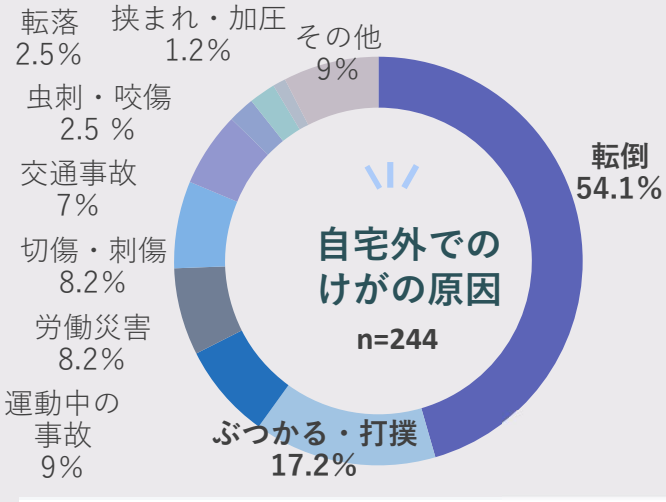
過去１年間



自宅内外でけがをした人（自宅内：n=2,032、自宅外：n=2,171）





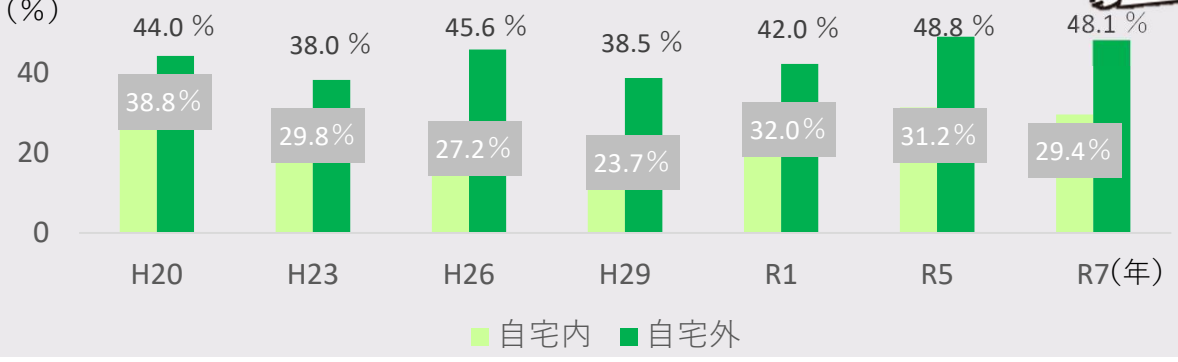


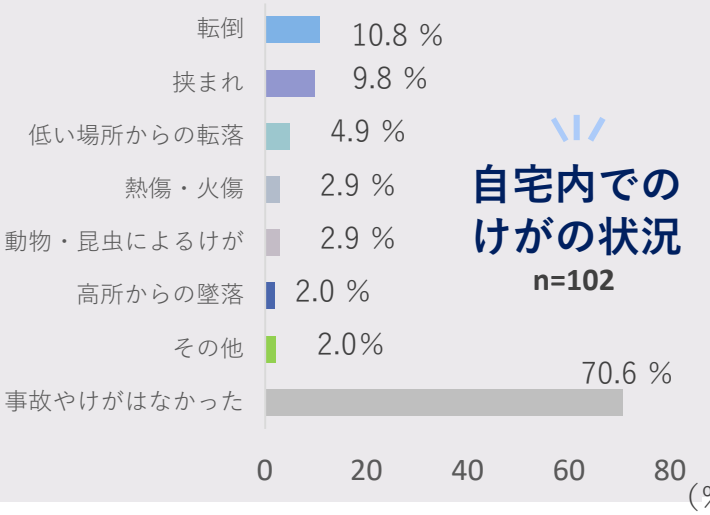
こども（15歳未満）の事故やけがの状況

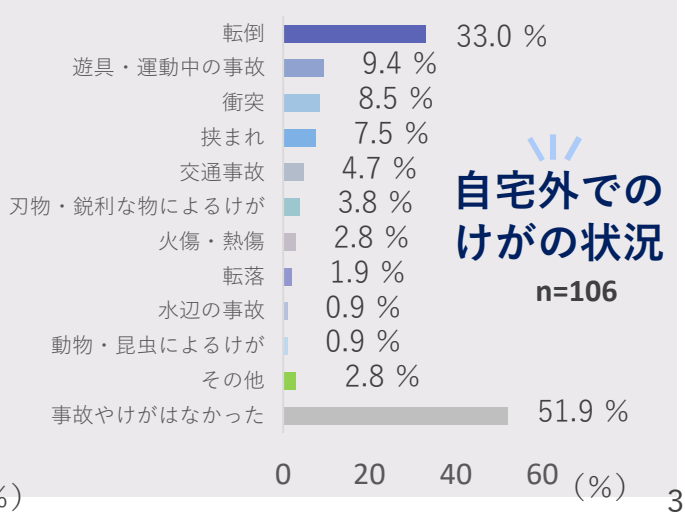
過去１年間



自宅内外でけがをした人（自宅内：n=102、自宅外：n=106）



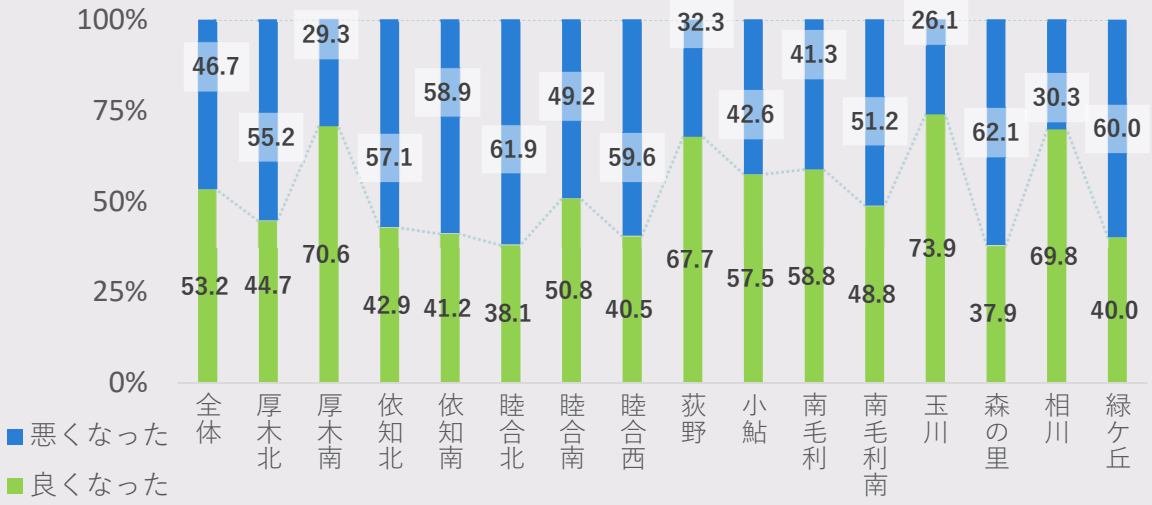




体感治安（犯罪被害等含む）に関する実態



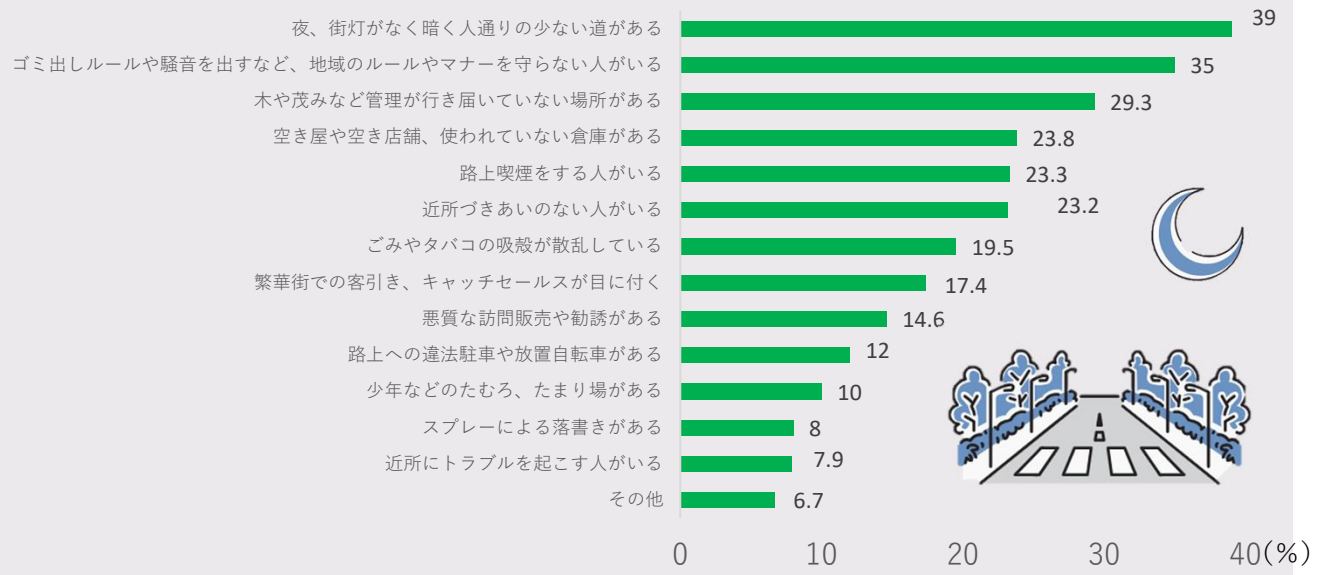
治安の変化に対する意識　自宅周辺で治安の変化を感じると答えた方



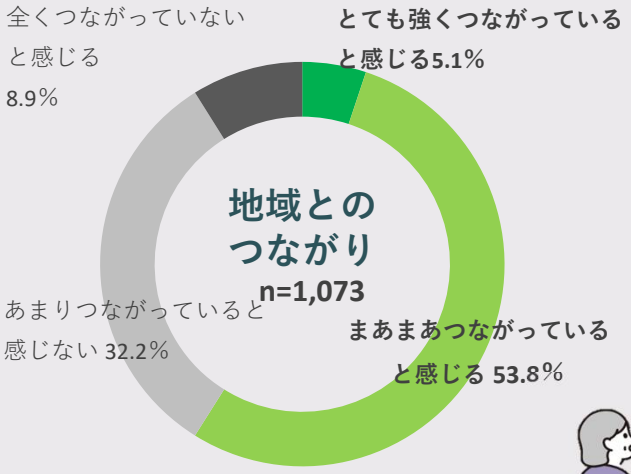
犯罪等被害や不安を感じる事項



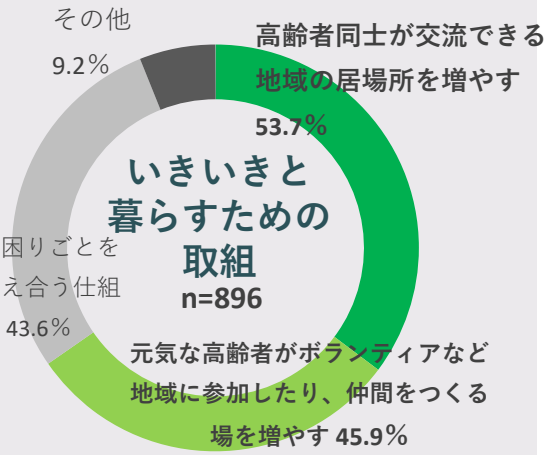
犯罪等被害にあう不安を感じる状況（n=1,950）



高齢者について

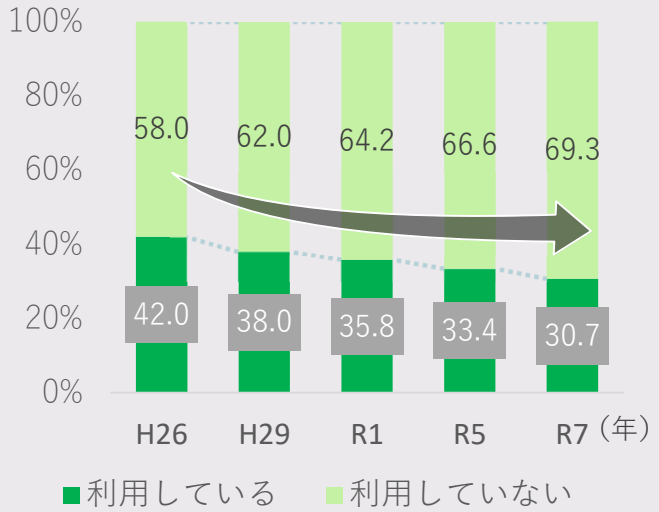




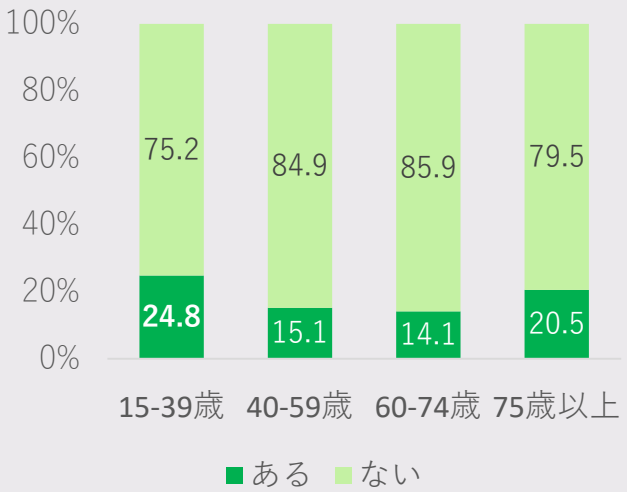


自転車の利用に関する意識と事故やけがの状況

自転車の利用状況（経年比較）



自転車利用時のけがや事故の経験（年代別）



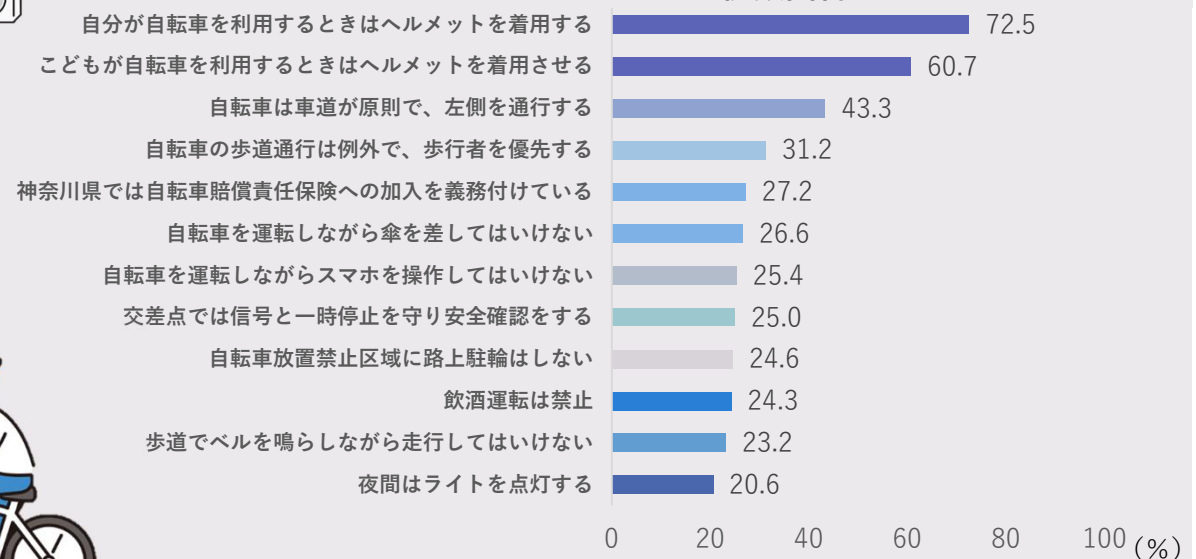
自転車利用時のルールの認知と実行状況（知っているが、実行していないルール）

（n = 676）

※複数回答







自転車利用時のけがや事故の状況と原因（n = 113）

※複数回答

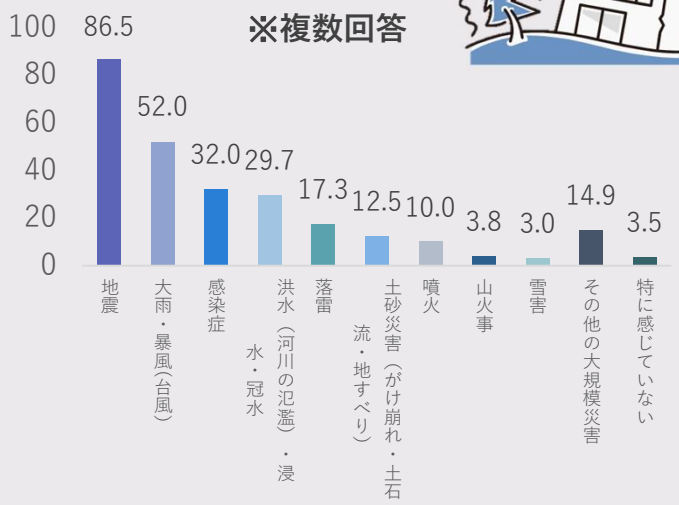


災害についての意識

不安を感じる自然災害（n=1,298）

※複数回答





飲料水・食料の備蓄量

n=1,076



家庭で実践している災害対策（重要だと思うが、実践していない災害対策）（n=1,167）

※複数回答



資料2-1

セーフシティあつぎ推進条例の骨子

1 目的

この条例は、セーフシティあつぎの推進に関する基本理念を定め、並びに市、市民及び関係団体等の役割等を明らかにするとともに、けが、交通事故、犯罪等の防止に必要な事項を定めることにより、もって市民が安心して安全に暮らすことができる地域社会（以下「安心安全な地域社会」という。）の実現に寄与することを目的とします。

2 定義

本条例における用語の定義を定めます。

(1) セーフシティあつぎ

市、市民及び関係団体等が一体となって、けが、交通事故、犯罪等を防止するための取組を連携して展開し、安心安全な地域社会の実現を目指す活動の総称をいいます。

(2) 関係団体等

地域団体、事業者、教育機関、医療機関、警察その他の安心安全に関する活動を行う団体又は機関をいいます。

3 基本理念

セーフシティあつぎは、市民協働の精神の下、客観的事実及び科学的根拠に基づく実効性のある取組を行うことにより推進されなければならないものとします。

4 市の責務

市は、セーフシティあつぎの推進を図るため、次に掲げる責務を有するものとします。

(1) 地域の特性及び関係団体等の多様な知見をいかした取組を推進すること。

(2) 安心安全な地域社会の実現に資する情報の収集及び発信を行い、セーフシティあつぎに対する市民及び関係団体等の理解及び関心の向上を図ること。

5 市民の役割

(1) 市民は、セーフシティあつぎに対する理解を深めるとともに、その取組に参加し、又は協力するよう努めるものとします。

(2) 市民は、日常生活において本人及び周囲の安全の確保に努めるものとします。

6 関係団体等の役割

(1) 関係団体等は、セーフシティあつぎの推進のための情報提供及び助言を行うことにより、地域の安心安全の向上に寄与するよう努めるものとします。

(2) 関係団体等は、その専門性及び社会資源をいかし、それぞれの活動分野においてセーフシティあつぎの取組に協力するよう努めるものとします。

7 セーフシティあつぎ推進基本計画

市長は、セーフシティあつぎを総合的かつ計画的に実施するため、セーフシティあつぎの推進に関する基本的な計画を策定しなければならないものとします。

8 人材の育成

市は、セーフシティあつぎの推進を図るため、セーフシティあつぎの推進を担う人材の育成に関する研修の実施その他必要な取組を行うものとします。

9 市民及び関係団体等に対する支援

市は、市民又は関係団体等が行うセーフシティあつぎの推進に資する自主的な活動の促進を図るため、情報の提供その他必要な支援を行うものとします。

10 推進組織

市は、セーフシティあつぎの推進のために必要な組織を設けることができるものとします。

11 推進地区の指定

市は、セーフシティあつぎを重点的に推進する地区を指定することができるものとします。

12 評価等

(1) 市長は、５年を超えない期間ごとに、この条例の運用状況を評価し、その結果に基づき必要に応じた措置を講ずるものとします。

(2) 市長は、評価した結果を公表するものとします。

13 表彰

(1) 市長は、セーフシティあつぎの推進に関し、顕著な功績があり、又は優良な取組を行った個人又は団体を表彰することができるものとします。

(2) 表彰は、顕著な功績又は優良な取組を賞揚し、それらを普及させることで、セーフシティあつぎの一層の発展に資することを目的として行うものとします。

14 セーフシティあつぎ推進旬間

(1) 市は、市民及び関係団体等の理解及び関心を高め、セーフシティあつぎを広く周知するため、毎年 11 月１日から同月 10 日までをセーフシティあつぎ推進旬間と定めるものとします。

(2) 市は、セーフシティあつぎ推進旬間において、市民及び関係団体等と協働し、地域の安心安全のための活動を市内全域で展開するよう努めるものとします。

15 委任

この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定めるものとします。

16 条例の施行日

この条例は、令和８年 11 月４日から施行します。（予定）

17 その他

(1) 厚木市セーフコミュニティ推進条例（平成 24 年厚木市条例第 18 号）は、廃止します。

(2) 厚木市セーフコミュニティ推進条例に規定するセーフコミュニティ推進委員会の廃止に伴い、厚木市非常勤特別職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 43 年厚木市条例第 16 号）に規定する当該委員会に関する事項について、必要な改正を行います。

(3) 次の市条例に規定する「セーフコミュニティ」を「セーフシティあつぎ」に改めます。

ア　厚木市部設置条例（昭和 47 年厚木市条例第 18 号）第２条第６号カ

イ　厚木市自転車安全利用促進条例（平成 24 年厚木市条例第 27 号）第１条

ウ　厚木市こども育成条例（平成 24 年厚木市条例第 31 号）第 13 条第２項

資料2-2

セーフシティあつぎ推進条例の
骨子の解説

市民交流部　くらし交通安全課

Ⅰ　条例制定の背景と考え方について

１　条例制定の背景

本市では、平成 20 年の取組開始から 17 年間にわたり、世界保健機関（以下、「ＷＨＯ」という。）が推奨するセーフコミュニティ国際認証を基盤として、安心安全なまちづくりを推進してまいりました。

しかし、平成 27 年にＷＨＯとの協定によるセーフコミュニティ協働センターが閉鎖され、新たに立ち上げられたＮＧＯ団体「国際セーフコミュニティ認証センター」が行っているセーフコミュニティ国際認証は、現在、ＷＨＯとの関係を裏付けるものはありません。

このような状況の中、国内でセーフコミュニティ国際認証を継続する自治体は、ピーク時の 17 自治体から令和７年８月末時点で 10 自治体に減少し、認証期間が満了した自治体の多くはセーフコミュニティ活動を従来の行政体制へと移行させています。

本市においては、国際認証の取得は継続しないものの、客観的な評価体制に基づく活動を継続します。そして、活動の幅をコミュニティからシティへと広げて「市全体での安心安全なまちづくり」を目指すため、本市独自の地域性に合った活動名称として「セーフシティあつぎ」へ発展的に変更します。

２　条例制定の考え方

新たに「セーフシティあつぎ」として活動を行うに当たり、基本的な理念、推進体制及び評価の仕組みを明確に定めることを目的として、新たに条例を制定するものです。

現行の厚木市セーフコミュニティ推進条例で掲げる市民協働による活動を継承し、さらに、市民・行政に加え、関係団体・企業等と連携することにより、市全体で安心安全なまちづくりを目指します。時代の変化に伴う課題の複雑化・多様性に対応するため、従来の事故・けがだけでなく、交通事故、犯罪等の地域の安心安全に関わる課題を網羅し、客観的事実及び科学的根拠に基づいた活動を条例に位置づけることにより、有用な取組の推進を確立します。

なお、厚木市セーフコミュニティ推進条例を廃止して、新条例を制定します。

３　条例制定のスケジュール

令和８年５月～６月　条例の骨子に対するパブリックコメント

令和８年９月　　９月定例会議に条例案を上程

令和８年 11 月４日　条例施行（予定）

Ⅱ　セーフシティあつぎ推進条例の骨子

１　条例の題名

セーフシティあつぎ推進条例

【市の考え方】

この条例の名称は、市、市民及び関係団体等が一体となって、さまざまな地域社会の課題に対し、市全体で対応する取組を進めることを意味しています。「あつぎ」と表記することで、市民に親しみやすさを持たせ、市民の絆を重視し、安心安全な地域社会を築くという意義が込められています。「推進条例」という表現は、実効性のある取組を継続的に進めるための枠組みであることを示すものです。

２　目的

この条例は、セーフシティあつぎの推進に関する基本理念を定め、並びに市、市民及び関係団体等の役割等を明らかにするとともに、けが、交通事故、犯罪等の防止に必要な事項を定めることにより、もって市民が安心して安全に暮らすことができる地域社会（以下「安心安全な地域社会」という。）の実現に寄与することを目的とします。

【市の考え方】

この条例は、セーフシティあつぎの推進に関する基本理念を定め、市、市民、関係団体等の役割を明確にし、けが、交通事故、犯罪などを防止するために必要な事項を規定し、市民が安心して安全に暮らすことができる地域社会の実現を目指すものです。

重要なのは、安全対策が一過性のものでなく、持続的に実施されることです。さまざまな地域課題について、市、市民及び関係団体等が一体となり、市全体で協力して取り組むことが不可欠です。一丸となって取り組むことで、より強固で持続可能な安心安全な地域社会を築くことができます。

３　定義

本条例における用語の定義を定めます。

⑴ セーフシティあつぎ

市、市民及び関係団体等が一体となって、けが、交通事故、犯罪等を防止するための取組を連携して展開し、安心安全な地域社会の実現を目指す活動の総称をいいます。

⑵ 関係団体等

地域団体、事業者、教育機関、医療機関、警察その他の安心安全に関する活動を行う団体又は機関をいいます。

【市の考え方】

条文において使用される特定の用語の意義を明確にし、理解の統一を図り、誤解を避けることが目的です。

⑴「セーフシティあつぎ」とは、市、市民及び関係団体等が一体となって、けが、交通事故、犯罪等を防止するために連携して行う活動全般を指します。これは、安心安全な地域社会を実現するための取組であり、各主体がそれぞれの役割を果たしながら推進するものです。

⑵「関係団体等」とは、地域社会の安心安全に関わる活動を行う団体や機関を指します。具体的には、地域団体、事業者、教育機関、医療機関、警察などです。

４　基本理念

セーフシティあつぎは、市民協働の精神の下、客観的事実及び科学的根拠に基づく実効性のある取組を行うことにより推進されなければならないものとします。

【市の考え方】

セーフシティあつぎの推進に関する基本的な考え方を示し、実効性のある取組を行うための基本的な方針を定めています。

⑴　「市民協働の精神」とは、行政だけでなく、市民や関係団体等が一体となって協力し、地域全体の安全を確保するために共に活動する姿勢を意味します。

⑵「客観的事実」とは、交通事故の発生場所や刑法犯認知件数などの定量的なデータがこれに当たります。また、住民の治安に対する意識や安全感といった定性的なデータも含まれます。

⑶「科学的根拠」とは、実証されたデータや専門家の意見に基づく知見のことを指します。過去の犯罪防止策や安全対策の効果を測定した施策後の結果検証や信頼性のある意識調査などが含まれます。

５　市の責務

市は、セーフシティあつぎの推進を図るため、次に掲げる責務を有するものとします。

(1) 地域の特性及び関係団体等の多様な知見をいかした取組を推進すること。

(2) 安心安全な地域社会の実現に資する情報の収集及び発信を行い、セーフシティあつぎに対する市民及び関係団体等の理解及び関心の向上を図ること。

【市の考え方】

市がセーフシティあつぎの推進において果たすべき責務を規定しています。市は、安心安全な地域社会の実現に向けて、中心的な役割を担い、主体的に取組を推進します。

(1) 市は、市全体の特性を理解し、それに応じた具体的な取組を推進する責務を持っています。市全体の安心安全を確保するためには、地域ごとのニーズを踏まえ、地域特性に対応した施策を実施する必要があります。また、関係団体等の知見を活用し、協力して取り組むことが重要です。

(2) 市は、安心安全を確保するために必要な情報を収集し、市民や関係団体等に適切に発信する責務を持っています。これにより、市民や関係団体等の取組に対する理解を深め、協力を促進します。

６　市民の役割

(1) 市民は、セーフシティあつぎに対する理解を深めるとともに、その取組に参加し、又は協力するよう努めるものとします。

(2) 市民は、日常生活において本人及び周囲の安全の確保に努めるものとします。

【市の考え方】

市民がセーフシティあつぎの推進において果たすべき役割を規定しています。

(1) 市民は、セーフシティあつぎに対して理解を深め、積極的に参加し、又は協力することが求められます。市民一人一人の意識と行動が、地域全体の安心安全に大きな影響を与えます。

(2) 市民は、自らの安全を守ることに加え、周囲の安全を確保するための役割も担っています。市民が地域の安心安全を守る意識を持ち、日常生活の中で積極的に行動することで、犯罪の予防や事故の減少につながります。

７　関係団体等の役割

(1) 関係団体等は、セーフシティあつぎの推進のための情報提供及び助言を行うことにより、地域の安心安全の向上に寄与するよう努めるものとします。

(2) 関係団体等は、その専門性及び社会資源をいかし、それぞれの活動分野においてセーフシティあつぎの取組に協力するよう努めるものとします。

【市の考え方】

関係団体等がセーフシティあつぎの推進において果たすべき役割を規定しています。

(1) 関係団体等は、地域における活動や専門的な知識及び経験を生かし、市、市民及び地域団体等に対して安心安全に関する情報提供や助言を行うことにより、地域の課題の把握や適切な対応につなげ、地域の安心安全の向上に寄与するよう努めることが求められます。

(2) 関係団体等は、それぞれの専門性や資源を活用し、地域の安心安全の確保に協力することが求められます。関係団体等の協力によって、地域の安全性が向上し、セーフシティあつぎの推進がより効果的に進められます。

８　セーフシティあつぎ推進基本計画

市長は、セーフシティあつぎを総合的かつ計画的に実施するため、セーフシティあつぎの推進に関する基本的な計画を策定しなければならないものとします。

【市の考え方】

市長は、セーフシティあつぎを総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画を策定し、市全体で一貫した安心安全対策を実施する責務を負います。

この計画により、市、市民及び関係団体等が一体となり、統一的な取組を進めるための道筋が示されます。

９　人材の育成

市は、セーフシティあつぎの推進を図るため、セーフシティあつぎの推進を担う人材の育成に関する研修の実施その他必要な取組を行うものとします。

【市の考え方】

セーフシティあつぎの推進に必要な知識や技能を持った人材を育成することを規定しています。市は、推進活動を担う人材を対象に研修などの機会を提供し、その能力を高めていく責務を負います。

10　市民及び関係団体等に対する支援

**　市は、市民又は関係団体等が行うセーフシティあつぎの推進に資する自主的な活動の促進を図るため、情報の提供その他必要な支援を行うものとします。**

【市の考え方】

市民や関係団体等がセーフシティあつぎの推進に参加するために、市が必要な支援を行うことを規定しています。これにより、市民や関係団体等の自発的な安全対策を促進し、社会全体での協力体制が強化されます。

11　推進組織

**　市は、セーフシティあつぎの推進のために必要な組織を設けることができるものとします。**

【市の考え方】

セーフシティあつぎを効果的に進めるために、市が必要な組織を設置し、情報共有及び意見交換の場を提供することを規定しています。この組織は、地域の安心安全に関する取組を一貫して推進する役割を担います。

12　推進地区の指定

**　市は、セーフシティあつぎを重点的に推進する地区を指定することができるものとします。**

【市の考え方】

セーフシティあつぎを推進していくために、重点的に推進する地区を市が指定することを規定しています。その指定により、地域ごとの特性に応じた安全対策を強化し、効果的にセーフシティあつぎを進めることを目的としています。

13　評価等

(1) 市長は、５年を超えない期間ごとに、この条例の運用状況を評価し、その結果に基づき必要に応じた措置を講ずるものとします。

(2) 市長は、評価した結果を公表するものとします。

【市の考え方】

セーフシティあつぎの取組がどのように進行しているかを定期的に評価し、その結果に基づいて必要な措置を講ずることを規定しています。

(1) 市長は、セーフシティあつぎの運用状況を定期的に評価し、その結果に基づいて必要な措置を講じる責務を負っています。評価は、５年を超えない期間ごとに実施することを規定しています。

(2) 市長は、その結果を公表し、今後の取組に活かすための具体的な措置を講じます。評価と改善を繰り返すことで、セーフシティあつぎの実効性を高め、安心安全な地域社会の実現を目指します。

14　表彰

(1) 市長は、セーフシティあつぎの推進に関し、顕著な功績があり、又は優良な取組を行った個人又は団体を表彰することができるものとします。

(2) 表彰は、顕著な功績又は優良な取組を賞揚し、それらを普及させることで、セーフシティあつぎの一層の発展に資することを目的として行うものとします。

【市の考え方】

市長は、セーフシティあつぎの推進において特に優れた成果を上げた個人や団体を表彰することを規定しています。表彰を通じて、地域社会の安全対策への積極的な参加を促し、更なる取組を推進します。

(1) 顕著な功績があり、又は優良な取組を行った個人や団体が表彰の対象となります。市が公正に表彰対象者を選定することで、市民及び関係団体等の積極的な参加を促進します。

(2) 表彰は市が公式に行い、その結果は広く市民に公表します。公表によって、安全対策の重要性が再認識され、市民及び関係団体等の積極的な参加が促されることが期待されます。

15　セーフシティあつぎ推進旬間

(1) 市は、市民及び関係団体等の理解及び関心を高め、セーフシティあつぎを広く周知するため、毎年 11 月１日から同月 10 日までをセーフシティあつぎ推進旬間と定めるものとします。

(2) 市は、セーフシティあつぎ推進旬間において、市民及び関係団体等と協働し、地域の安心安全のための活動を市内全域で展開するよう努めるものとします。

【市の考え方】

セーフシティあつぎ推進旬間は、市民及び関係団体等のセーフシティあつぎの取組に対する理解と関心を高めるとともに、地域全体で安心安全の取組を推進する機運を醸成するために定めます。

(1) 市は、毎年 11 月 1 日から 10 日までを「セーフシティあつぎ推進旬間」と定め、市民や関係団体等に対して、セーフシティあつぎを広く周知します。

(2) セーフシティあつぎ推進旬間には、市は、市民及び関係団体等と協力して安心安全に関する活動を市内全域で展開するよう努めることが求められます。この活動により、市全体での安全対策が強化され、市民及び関係団体等の参加意識が向上し、地域の安全性を更に高めていきます。

16　委任

この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定めるものとします。

【市の考え方】

この条文は、条例に定めるもののほか、セーフシティあつぎの施行に必要な詳細な事項について、市長が別途定めることを規定しています。これにより、条例の内容を実現するために必要な規則や指針を適切に設定します。

17　条例の施行日

この条例は、令和８年 11 月４日から施行します。（予定）

【市の考え方】

この条例の施行日は、令和８年 11 月４日としています。これまで取り組んできたセーフコミュニティの国際認証の期限が令和８年 11 月３日で満了することを踏まえ、翌日の 11 月４日から新たな枠組みによる取組を開始するためです。

18　その他

(1) 厚木市セーフコミュニティ推進条例（平成 24 年厚木市条例第 18 号）は、廃止します。

(2) 厚木市セーフコミュニティ推進条例に規定するセーフコミュニティ推進委員会の廃止に伴い、厚木市非常勤特別職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 43 年厚木市条例第 16 号）に規定する当該委員会に関する事項について、必要な改正を行います。

(3) 次の市条例に規定する「セーフコミュニティ」を「セーフシティあつぎ」に改めます。

ア　厚木市部設置条例（昭和 47 年厚木市条例第 18 号）第２条第６号カ

イ　厚木市自転車安全利用促進条例（平成 24 年厚木市条例第 27 号）第１条

ウ　厚木市こども育成条例（平成 24 年厚木市条例第 31 号）第 13 条第２項

【市の考え方】

本条例の施行に伴い、関連する他の市条例の廃止及び改正に関する事項を定めています。

(1) 廃止される条例

「厚木市セーフコミュニティ推進条例」は廃止され、セーフシティあつぎ推進条例が新たな枠組みとして適用されます。

(2) 厚木市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正

特定の条例で報酬規定の番号を変更し、繰り上げるなどの調整が行われます。

(3) その他の条例改正

「セーフコミュニティ」に関連する表現を「セーフシティあつぎ」に変更することを規定しています。これにより、関連条例が新しい枠組みに沿って整備されます。

セーフシティあつぎ推進基本計画
《概要版》

令和９（2027）年３月

厚　木　市

第１章　計画策定の概要

1　計画策定の趣旨

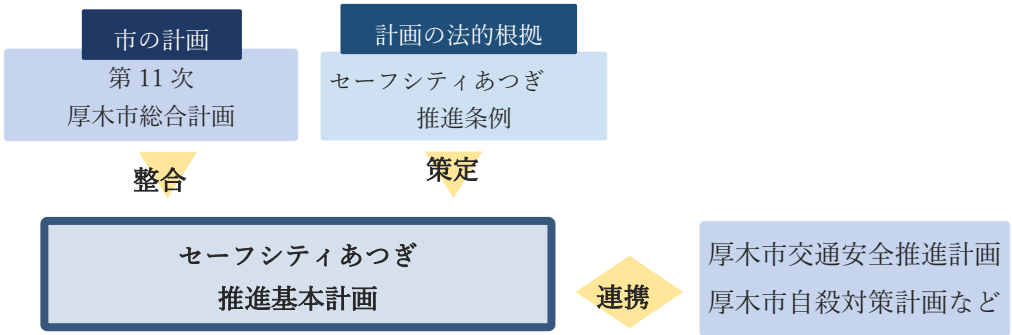
本市では、平成 20 年からセーフコミュニティの考え方を取り入れ、市民及び関係団体等と連携し、地域の安心・安全に関する取組を進めてきました。一方、少子高齢化や社会環境の変化、犯罪・事故の態様の変化、自然災害の激甚化など、安心・安全を取り巻く課題は複雑化・多様化しています。

こうした状況を踏まえ、市、市民及び関係団体等が連携し、客観的事実及び科学的根拠に基づく実効性のある取組を推進するため、「セーフシティあつぎ推進条例」を制定しました。本計画は、条例に基づき、セーフシティあつぎを総合的かつ計画的に推進するための基本的な方向性と取組を定めるものです。

2　条例との関係及び計画の位置づけ

本計画は、「セーフシティあつぎ推進条例」第７条に基づき策定する基本計画です。

また、第 11 次厚木市総合計画の重点プロジェクトの一つである「厚木の魅力を伸ばし、住みたい・住み続けたいまちをつくる」戦略に掲げる「穏やかに暮らせる安心安全な環境づくり」及び「つながり支え合う地域づくり」の実現に資するものとして、安心・安全に関する取組を総合的に推進します。



3　計画期間

本計画の期間は、令和９年度から令和 13 年度までの５年間とします。なお、社会情勢の変化や安心・安全を取り巻く状況、取組の進捗状況等を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行います。

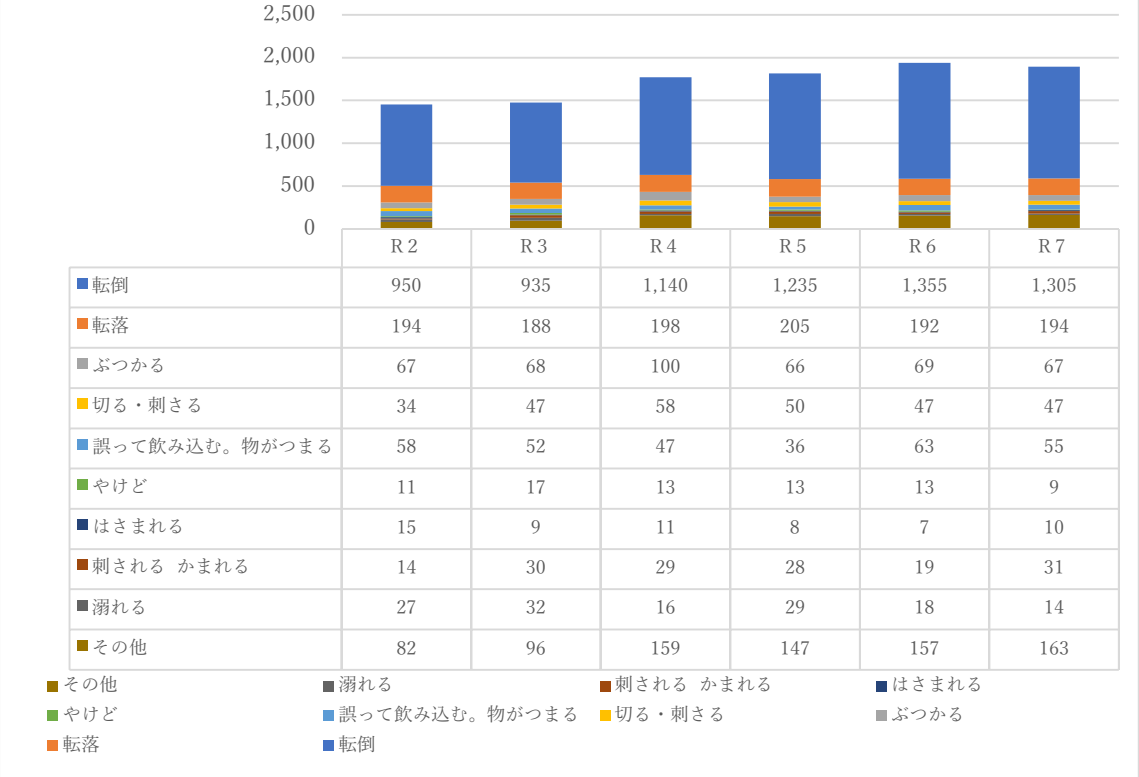
	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
第 11 次厚木市総合計画	長期ビジョン									
	第１期計画期間					第２期計画期間				
セーフシティあつぎ推進基本計画		計画期間								

第２章　現状と課題

１　主な統計・調査結果

安心・安全に関する各種統計や市民意識調査等をもとに、人口動向やけが、交通事故、犯罪、災害など、本市を取り巻く安心・安全に関する現状や市民意識の傾向を把握します。

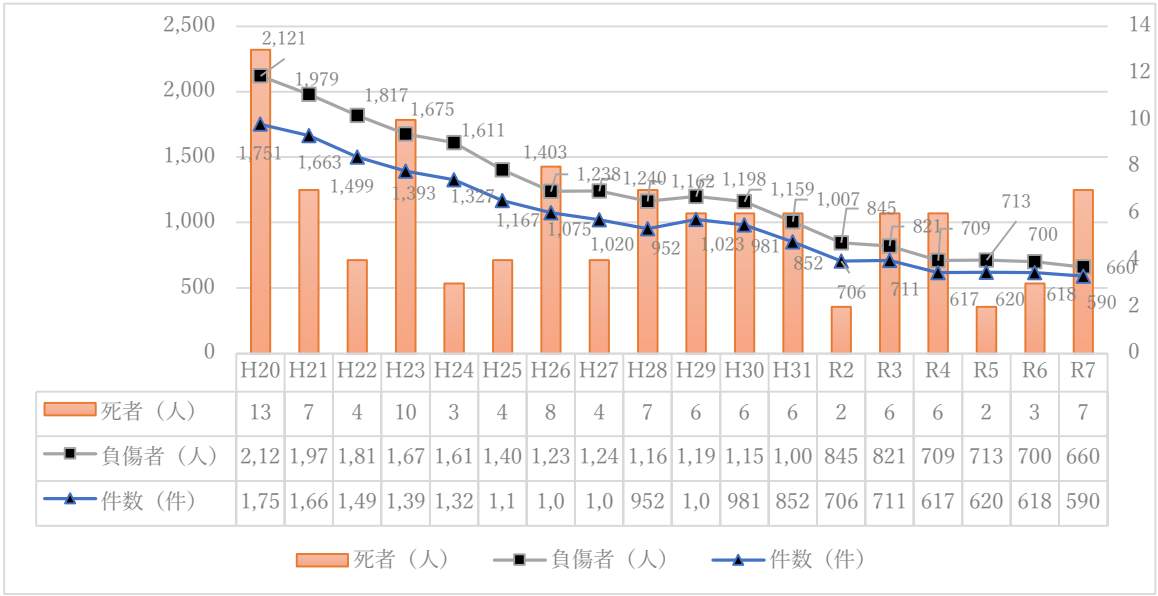
救急搬送　ケガ等の原因別



	R２	R３	R４	R５	R６	R７
転倒	950	935	1,140	1,235	1,355	1,305
転落	194	188	198	205	192	194
ぶつかる	67	68	100	66	69	67
切る・刺さる	34	47	58	50	47	47
誤って飲み込む。物がつまる	58	52	47	36	63	55
やけど	11	17	13	13	13	9
はさまれる	15	9	11	8	7	10
刺される　かまれる	14	30	29	28	19	31
溺れる	27	32	16	29	18	14
その他	82	96	159	147	157	163

＊出典：厚木市消防本部「消防年報」を基に作成

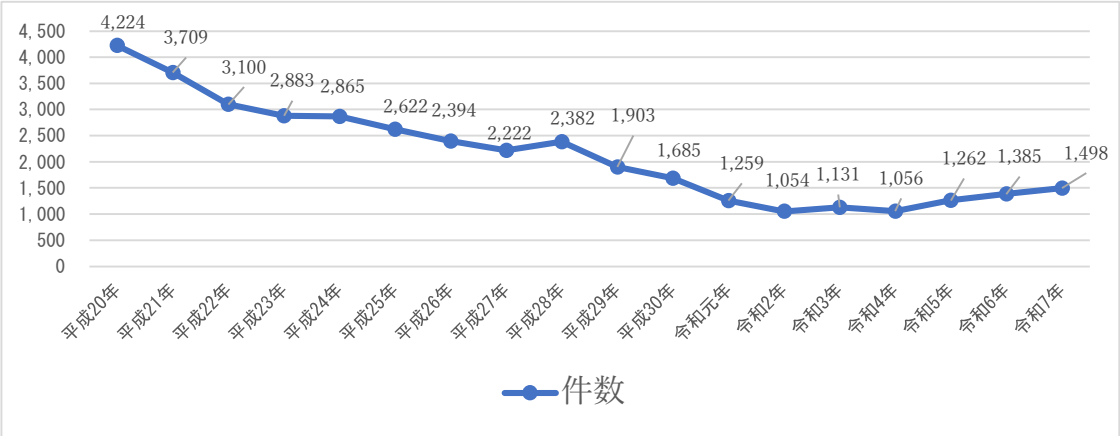
交通事故発生状況



	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R２	R３	R４	R５	R６	R７
死者（人）	13	7	4	10	3	4	8	4	7	6	6	6	2	6	6	2	3	7
負傷者（人）	2,12	1,97	1,81	1,67	1,61	1,40	1,23	1,24	1,16	1,19	1,15	1,00	845	821	709	713	700	660
件数（件）	1,75	1,66	1,49	1,39	1,32	1,1	1,0	1,0	952	1,0	981	852	706	711	617	620	618	590

出典：厚木警察署統計資料に基づき作成

刑法犯罪発生状況



＊出典：神奈川県警察統計資料に基づき作成

地震の被害想定一覧

想定地震名	ﾓｰﾒﾝﾄﾏｸﾞﾆﾁｭｰﾄﾞ（M）	30 年以内の発生確率	建物		人的被害		
			全壊	半壊	死者	負傷者	避難者
都心南部直下地震	7.3	70%	1,105	6,148	72	1,415	18,573
東海地震	8	70%	15	49	1	26	56
南海トラフ巨大地震	9	―	16	68	1	34	89

出典：厚木市地震被害想定調査報告書に基づき作成

2　課題と視点

本市では、市民の安心・安全に対する関心が高く、これまで市民や関係団体等との協働による取組が進められてきたことが分かります。

一方で、人口減少や高齢化、世帯規模の縮小により、地域の見守りや支え合いを担う人材の確保が課題となっています。また、地域によって人口構成や安心・安全に対する意識、災害リスク等に違いがあることから、地域の特性を踏まえた取組が必要です。

安心・安全に関する各分野では、日常生活におけるけが、交通事故、犯罪、特殊詐欺、大規模災害など、それぞれ異なる課題があります。これらの課題に対応するため、発生状況や市民意識等を踏まえ、予防の視点から継続的に取組を進めることが重要です。

（1）けが予防

高齢化の進行に伴い、転倒など日常生活におけるけがへの対応が重要となっています。また、救急需要の増加も見込まれることから、身近な事故を防ぐ環境づくりや予防意識の向上、応急手当の普及などを進める必要があります。

（2）交通安全

交通事故件数は減少傾向にあるものの、負傷者や死亡事故は依然として発生しています。子ども、高齢者、自転車利用者などの安全確保に向け、交通ルールの遵守や安全行動の促進、交通環境の整備を進める必要があります。

（3）治安向上

身近な犯罪や特殊詐欺による被害が発生しており、防犯意識の向上や防犯環境の整備が求められています。また、地域防犯活動の担い手確保など、地域の防犯力を維持・向上する取組が必要です。

（4）防災

大規模災害への備えや、市民の災害への不安に対応するため、住宅等の安全対策、家庭での備え、防災教育・訓練の充実が重要です。また、高齢者など避難や支援に配慮を要する市民への対応や、地域防災力の向上を進める必要があります。

（5）その他

野生鳥獣による被害や自殺予防など、市民生活に関わる安心・安全上の課題にも対応する必要があります。

今後も、市、市民、地域、関係団体等が連携・協働し、地域の特性や課題に応じた取組を進め、安心・安全を支える地域づくりを推進していくことが重要です。

第３章　計画の基本的な考え方

１　基本理念

セーフシティあつぎは、市民協働の精神の下、客観的事実及び科学的根拠に基づく実効性のある取組を行うことにより推進されなければならない。

２　基本方針

◇ 基本方針１　地域の特性と多様な知見をいかした取組を推進する

安心・安全に関する課題を客観的なデータ等により把握するとともに、地域の特性や関係団体等の知識・経験をいかし、効果的な取組を推進します。

◇ 基本方針２　市民・地域・関係団体等の連携・協働を推進する

市、市民及び関係団体等がそれぞれの役割を担い、相互に連携・協働することで、地域全体で安心・安全を支える取組を推進します。

◇ 基本方針３　市民の理解・関心を高め、安全な行動を促進する

市民及び関係団体等の安心・安全に関する理解と関心を高め、日常生活における安全な行動や取組への参加・協力につながるよう、情報提供や啓発を推進します。

◇ 基本方針４　人材の育成と自主的な活動への支援を推進する

セーフシティあつぎの推進を担う人材を育成するとともに、市民や関係団体等が主体的に行う安心・安全に関する活動を支援し、地域の取組の継続・発展を図ります。

第４章　重点分野と取組

１　各分野における施策

（１）　けが予防

ア　健康づくり・重症化予防の推進

市民一人一人が健康づくりに取り組み、フレイルや生活習慣病等の予防及び重症化防止を図ることで、健康寿命の延伸と自立した生活の維持を支援します。

イ　けが・事故防止対策の推進

子どもや高齢者など、ライフステージに応じたけが・事故防止対策を推進するとともに、安全な生活環境の整備や知識・技術の普及を図り、日常生活における事故やけがの未然防止を推進します。

ウ　救命・見守り体制の強化

応急手当に関する知識・技術の普及や見守り体制の充実を図るとともに、関係機関との連携を強化し、緊急時に迅速に対応できる体制づくりや地域で安心して暮らせる環境づくりを推進します。

（２）　交通安全

ア　交通安全意識の推進

子どもから高齢者まで幅広い世代を対象に、交通ルールや交通マナーに関する啓発・教育を推進し、市民の交通安全意識の向上を図ります。

イ　交通安全環境の整備

道路、歩道、自転車走行空間及び通学路等の交通安全対策を推進し、誰もが安心して安全に通行できる交通環境の整備を図ります。

ウ　交通事故防止対策の強化

交通事故による被害の軽減を図るため、安全装備の普及や支援制度の活用を促進するとともに、安全な交通行動の実践を推進します。

（３）　治安向上

ア　防犯意識の推進

犯罪や消費者被害等を未然に防止するため、防犯に関する知識の普及啓発や教育を推進し、市民一人一人の防犯意識の向上を図ります。

イ　防犯環境の整備

防犯カメラ、防犯灯及び見守りシステム等の整備を推進するとともに、防犯情報の提供や防犯設備の充実を図り、犯罪が発生しにくい環境づくりを推進します。

ウ　地域防犯力の強化

市民、地域団体、事業者、警察その他の関係機関との連携を強化し、自主防犯活動や見守り活動、暴力団排除等の取組を推進することで、地域全体の防犯力の向上を図ります。

エ　安心・安全な地域環境の推進

犯罪被害者等への支援、更生保護活動、地域美化活動等を推進し、地域のつながりや良好な生活環境を形成することで、誰もが安心して暮らせる地域づくりを推進します。

（４）　防災

ア　防災意識の推進

防災訓練や防火・防災に関する普及啓発を推進するとともに、市民一人一人の防災意識を高め、自助・共助による災害への備えを促進します。

イ　防災基盤の整備

防災拠点の整備、浸水対策、住宅等の耐震化などを推進し、災害による被害を軽減するとともに、災害に強いまちづくりを推進します。

ウ　地域防災力・災害対応体制の強化

地域や関係機関との連携を強化するとともに、事前復興訓練等を通じて災害対応力の向上を図り、災害発生時に迅速かつ的確に対応できる体制づくりを推進します。

（５）　その他

ア　市民の安全対策の推進

野生鳥獣による被害対策や自殺予防対策など、市民生活における様々な課題に対応し、市民が安心して暮らせる環境づくりを推進します。

セーフシティあつぎ推進基本計画　取組体系図

目標	分野	施策	取組		
安心安全な地域社会の実現	けが予防	健康づくり・重症化予防の推進	(1) フレイル予防セミナー (4) 健康増進 (7) 産前・産後サポート	(2) フレイルチェック (5) 骨粗しょう症検診	(3) 健康あつぎ推進 (6) 未病施策
		けが・事故防止対策の推進	(1) 保育体制の強化 (4)母子保健衛生 (7) セーフティ住宅支援事業	(2) 認定こども園保育体制強化事業補助金 (5) こどものけが予防研修会	(3) こどもの事故予防研修 (6) 危険予知トレーニング（KYT）
		救命・見守り体制の強化	(1) 応急手当普及啓発	(2)　認知症高齢者等徘徊SOSネットワークシステム	
	交通安全	交通安全意識の推進	(1) 交通安全教室 (4) 自転車ヘルメットインフルエンサー	(2) 自転車交通安全講習会	(3) シルバードライビングスクール講習会
		交通安全環境の整備	(1) 生活道路整備 (4) 歩道整備 (7) 児童・生徒通学路安全推進	(2) 交通安全施設整備 (5) 自転車走行空間整備	(3) 通学路安全対策 (6) 危険バス停対策
		交通事故防止対策の強化	(1) 自転車ヘルメット購入助成	(2) サイクルレコーダー購入費補助金	(3) 幼児２人同乗用自転車購入助成
	治安向上	防犯意識の推進	(1) インターネット安全教室 (4) マナーアップ推進	(2) 青少年非行防止 (5) 次世代防犯活動	(3) 消費者行政推進 (6) 地域安心安全研修会
		防犯環境の整備	(1) 自主防犯対策支援事業補助金 (4) 見守りシステム整備 (7) 街頭犯罪対策	(2) 防犯カメラ設置促進事業補助金 (5) かけこみポイント登録 (8) 本厚木駅周辺環境浄化対策	(3) 防犯灯設置 (6) ケータイSOSネット
		地域防犯力の強化	(1)地域青パト推進事業補助金 (4)警察等関係機関との連携 (7) 厚木愛甲地区厚生保護女性会補助金	(2) 愛の目運動 (5) 社会を明るくする運動事業費交付金	(3) 暴力団排除の推進 (6) 厚木地区保護司会補助金
		安全な地域環境の推進	(1) まち美化推進	(2) 河川美化推進	(3) 犯罪被害者等支援
	防災	防災意識の推進	(1)総合防災訓練実施 (4) 火災予防啓発	(2)　起震車維持管理 (5) 防災プロジェクト	(3)　防災・防犯訓練
		防災基盤の整備	(1)感震ブレーカー整備 (4) がけ地近接等危険住宅移転事業補助金 (7) マンション耐震事業補助金	(2) 北部地区公園整備 (5) 木造住宅耐震改修促進事業補助金 (8)　家具転倒防止対策事業	(3) 公共下水道浸水対策 (6) 沿道建築物耐震促進事業補助金
		地域防災力・災害対応体制の強化	(1)避難所運営委員会運営費交付金	(2)防災ラジオ整備	(3) 復興まちづくり訓練
	その他	市民の安全対策の推進	(1) クマ被害対応	(2) 鳥獣保護管理対策	(3) 自殺予防対策

第５章　計画の推進

1　数値目標(予定)

本計画の目標年次である令和１３年度の目標を次のとおり設定します。

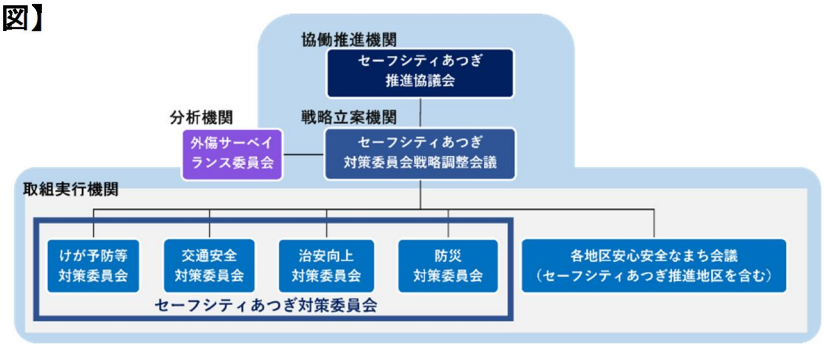
成果指標	現状値	目標値
ケガ等が原因による救急搬送件数	1,895 件(注１)	○○件
交通事故発生件数	590 件(注２)	550 件
刑法犯認知件数	1498 件(注３)	1,150 件
「誰もが交通安全の意識を持ち、安心・安全に道路を通行していると思う」市民の割合	30.7 %(注４)	47.7 %
「防犯の取組が充実しており、安心して暮らせていると思う」市民の割合	35.6 %(注５)	55.0 %
「災害への備えが充実しており、安心して暮らせていると思う」市民の割合	49.5 %(注６)	67.2 %

注１：厚木市消防本部「消防年報」に基づく令和７年の件数
注２：厚木警察署統計資料に基づく令和７年の件数
注３：神奈川県警察統計資料に基づく令和７年の件数
注４～注６：令和７年度、第 11 次総合計画アンケート調査結果の回答結果に基づく

2　推進体制

(1) セーフシティあつぎ推進協議会
(2) セーフシティあつぎ対策委員会戦略調整会議
(3) セーフシティあつぎ対策委員会
(4) 各地区安心安全なまち会議

【協議会等体系図】



3　推進地区の指定

推進地区では重点的に地域ごとのニーズに応じた取組を展開します。

第６章　評価と改善

セーフシティあつぎを実効性のある取組として推進するため、市民意識や取組の実施状況を把握・評価し、その結果を取組の改善・充実につなげます。

１　市民意識等の把握

「厚木市市民意識調査」や「安心・健康・コミュニティに関する調査」等を活用し、市民の安心・安全に関する意識や行動の変化等を把握します。

２　取組の実施状況の把握

市が実施する安心・安全に関する取組の実施状況や課題を把握し、今後の取組の改善に活用します。

３　条例の運用状況の評価

「セーフシティあつぎ推進条例」に基づき、５年を超えない期間ごとに条例の運用状況を評価します。評価結果を公表し、取組の見直しや充実につなげます。

４　外部評価等の活用

第三者機関や専門家等の知見を活用し、取組の実施状況等を客観的に検証します。専門的な助言や伴走支援を受け、継続的な改善を図ります。

第７章　計画策定の概要

市民や関係団体等が安心・安全に関する取組への理解を深め、主体的に参加・協力できる環境づくりを進めます。

１　普及啓発の推進

広報媒体やイベント等を活用し、安心・安全に関する情報発信や啓発を行います。毎年 11 月 1 日から 10 日までを「セーフシティあつぎ推進旬間」とし、講演会や啓発活動等を実施します。

２　機運の醸成

地域の優れた取組を表彰し、取組の共有や普及を図ります。専門的な知見による伴走支援を行い、地域の主体的な活動を促進します。

今後の活動スケジュールについて

（2026年8月20日現在）

セーフコミュニティ

2026年 令和8年度												2027年 令和9年度
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
		11 けが予防等対策委員会（第１回） 17 治安向上対策委員会（第１回） 23 交通安全対策委員会（第１回） 24 対策委員会戦略調整会議（第１回）	22 防災対策委員会（第１回） 23 ＳＣ推進協議会（第１回）	ＳＣ推進委員会（第１回） 24 治安向上対策委員会（第２回）	各対策委員会会議（第２回）	対策委員会戦略調整会議（第２回） ＳＣ推進委員会（第２回）	3 ＳＣ国際認証満了 3 ＳＣの啓発看板など撤去開始					

セーフシティあつぎ

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
	5/1～6/1 セーフシティあつぎ推進条例パブリックコメント 18 セーフシティあつぎ推進基本計画庁内検討委員会（第１回）		セーフシティあつぎ推進基本計画庁内検討委員会（第２回書面）	27 セーフシティあつぎ推進条例（案）上程（予定）		5 セーフシティあつぎ推進条例公布（予定） 5 セーフシティあつぎ予告ＰＲ開始	4 セーフシティあつぎ推進条例施行（予定） 4 ・セーフシティあつぎ本格的ＰＲ開始・啓発看板など設置開始 9 セーフシティあつぎ始動式	セーフシティあつぎ推進基本計画パブリックコメント	セーフシティあつぎ各対策委員会会議（第１回）	セーフシティあつぎ対策委員会戦略調整会議（第１回）	セーフシティあつぎ推進協議会（第１回）	1 セーフシティあつぎ推進基本計画開始

※会議日程は、事業や取組の進捗により、変更になる場合があります。